

花巻市告示第445号

花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月16日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため実施した市の施設の休館や利用制限に伴い、市内で実施を予定していたイベントを中止又は延期した団体、事業者及び個人（以下「イベント実施団体等」という。）であって、当該イベントの準備に要した経費が発生している者に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）及びこの要綱により花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、イベント実施団体等の活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の施設 花巻市行政組織規則（平成18年花巻市規則第5号）第28条に規定する公の施設をいう。
- (2) イベント 令和2年3月2日から令和3年3月31日までの期間において、市の施設を予約し当該施設内で実施する行事及び催物であって、不特定多数の者を対象に実施するものをいう。ただし、定期的に開催する集会、カルチャー教室、講座、講習会又は練習会及びスポーツの練習又は大会を除く。
- (3) イベントの準備に要した経費 イベントの中止又は延期の決定前に、当

該イベントの開催準備のために支出した広告宣伝費、会場使用料、印刷費、郵便料、物品購入費その他市長が必要かつ適当と認め、使途、単価及び規模が確認できる経費をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、第1条に規定するイベント実施団体等とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 市、県又は国が構成団体となっているイベント実施団体等
- (2) 市、県又は国から補助金、助成金又は負担金等の交付を受けているイベント実施団体等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、イベントの準備に要した経費の額から次の各号に掲げる経費等の額を除いた額とし、200,000円を上限とする。

- (1) イベント実施団体等が今後イベントを実施する場合に利用できるものに係る経費
- (2) イベントの中止又は延期に伴うイベント保険による保険金
- (3) イベントの準備に要した経費に係る各種団体等の助成金又は負担金等

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) イベントの準備に要した経費の額が確認できる書類
- (2) 前条各号に掲げる経費等の額が確認できる書類
- (3) 中止又は延期したイベントの内容が確認できる書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金交付決定通知書（様式第2号）により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 交付対象者は、前条の規定により決定された支援金の交付を受けよう

とするときは、花巻市イベント中止等に伴う準備経費支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、支援金を交付するものとする。

（返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者があるときは、交付された額を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。